

2016年2月22日

中国における排出規制エリア（ECAs）の制定について

題記の件に関し、その後の進展につき以下の通り案内する。

ECAsの管理監督に関するChina MSA発行通達

2016年1月29日、China MSAはECAの管理監督に関する通達を発行した。同通達はECAsに寄港する船舶に対する要求事項を規定するとともに、ECAの管理監督について現地MSAに対するガイダンスを提供するものとなっている。

同通達の概要は以下の通り。

1. 低硫黄燃料油

関連規則に従いECA内で低硫黄燃料油に切り替える必要のある船舶は、切り替え日時・船舶の位置(緯度・経度)・オイルスペック・切り替え実施者をエンジンプックに記録しなければならない。また、船舶のSafety Management Systemの一部として、書面での燃料油切り替え手順書を本船上に保持しなければならない。

本船は燃料油供給に関する書類については3年間、燃料油サンプルについては当該燃料油を使い切るまで少なくとも1年間保持しておかなければならない。

現地当局はエンジンログブック・燃料供給証・燃料切り替え手順書等の関連書類を調査し、書類調査で違反が発見されたり当局が必要と認めた場合にはサンプル採取・分析を行う。

基準を満たさない燃料油を使用した船舶には次の措置が課される可能性がある。

- (1)警告
- (2)是正指示
- (3)拘留
- (4)RMB10,000以上RMB100,000以下の罰金

燃料供給に関する書類及びサンプルを保持していない船舶はRMB2,000以上RMB10,000以下の罰金が課される可能性がある。

2. 代替措置

船舶及び寄港先の港が陸上電源設備を使用できる状況にある場合にはそれを優先的に使用する必要がある。その場合、エンジンログブックへの使用日時及び使用実行者を記録しなければならない。

液化ガスやその他の低硫黄排出燃料等のクリーンエネルギーを使用する船舶は、IAPP証書(国際大気汚染防止証書)にクリーンエネルギーの種類を記録しなければならない。複数の燃料を使用する船

船舶は、エンジンログブックに各燃料の使用量・燃料切り替え日時・船舶の位置(緯度・経度)・切り替え実行者を記録しなければならない。

代替措置として浄化設備を搭載している船舶は、船舶検査機関より発行された排出浄化証書を保持し、IAPP証書にその旨記載しておかなければならない。使用日時・船舶の位置(緯度・経度)・使用者をエンジンブックに記録しておく必要がある。

現地当局は関係書類を調査し、代替措置使用中の船舶に対し現場調査を行うことがある。関係規則に合致しない代替措置を使用した船舶に対しては次の措置が課される可能性がある。

- (1)警告
- (2)是正指示
- (3)拘留

3. 特殊状況での違反

船舶の安全確保、人命救助、船舶及び機器の故障によりECA規則を順守できなかった場合には、船舶はログブックに当該情報を記録するとともに近隣の海事局に報告しなければならない。

4. 2016年4月1日からの低硫黄燃料油要求実施に関するShanghai MSA発行通達

2016年2月18日、Shanghai MSAは低硫黄燃料油使用要求のShanghai Portでの実施に関する正式通達を発行した。同通達に基づき、2016年4月1日以降Shanghai Portに寄港する船舶は着岸中(着岸後1時間及び離岸前1時間を除く)0.5% m/m以下の低硫黄燃料油の使用が義務付けられる。

2016年4月1日以降Yangtze River Deltaの主要港で0.5% m/m以下の低硫黄燃料油の使用を義務付ける旨発表されているので、Ningbo・Suzhou・Nantongの港湾当局も同様の通達を発行するものと思われる。

なお、Yangtze Delta ECA以外の2つの他のECAsでは、現在のところ2016年中により厳しい要求を課す計画はない。

上記より、2016年4月1日以降、Shanghai、Ningbo-Zhoushan、Suzhou、Nantongに寄港する際には関連規則の順守のため適切な対応を取ることを勧める。

以上